

## 芳賀台地土地改良区国営造成施設未処理用地処理資金規程

### （目的）

第1条 本土地改良区は芳賀台地農業水利事業によって造成された施設に係る未処理用地の処理費用として芳賀台地土地改良区国営造成施設未処理用地処理資金（以下「資金」という。）を設置する。

### （資金運用）

第2条 資金は芳賀台地農業水利事業により造成された施設に係る未処理用地の、区分地上権を設定するための支払い以外に充てることはできない。

### （管理）

第3条 資金は特別会計で経理し、本土地改良区の指定する金融機関に預託する。

### （資金の処分）

第4条 資金は総代会の承認を経て処分するものとする。

2 理事長は、前項の承認後に緊急やむを得ない事由に基づいて承認にかかる事項に変更を加える必要が生じた時は、監事会の承認を経て理事会がこれを専決処分することができる。この場合には理事長は、次の総代会にこれを報告し、その承認を経なければならない。

### （委任）

この規程に定めるもののほか、資金の管理及び処分に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

### 附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。